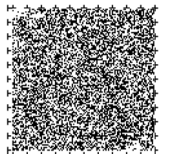
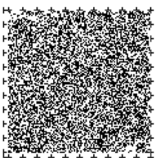


資料編





1 上尾市障害福祉施策推進委員会条例

上尾市障害福祉施策推進委員会条例

平成 30 年 3 月 27 日条例第 3 号

(設置等)

第 1 条 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 36 条第 4 項の規定に基づき、同項の合議制の機関として上尾市障害福祉施策推進委員会(以下「委員会」という。)を置き、同条第 5 項において準用する同条第 3 項の規定により、委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の意見の聴取)

第 2 条 障害者基本法第 11 条第 6 項(同条第 9 項において準用する場合を含む。)の規定により、市長は、同条第 3 項に規定する障害者計画を策定するに当たっては、委員会の意見を聴かなければならない。

2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条第 9 項の規定により、市長は、同条第 1 項に規定する障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

3 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 33 条の 20 第 10 項の規定により、市長は、同条第 1 項に規定する障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

(所掌事務)

第 3 条 委員会は、前条各項の規定に基づく意見の聴取を受けたときは、委員による調査審議の結果に基づいて、市長に意見を答申するものとする。

2 前項に定めるもののほか、委員会は、障害者基本法第 36 条第 4 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事務を処理する。

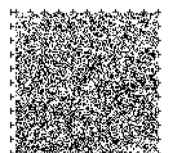
3 前 2 項に定めるもののほか、委員会は、障害福祉に関する施策に関し市長が必要と認める事項を調査審議するものとする。

(組織)

第 4 条 委員会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 障害福祉に関する事業に従事する者及び障害者団体の代表者
- (2) 障害福祉に係る機関の職員
- (3) 学識経験のある者



(委員の任期)

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の会議への出席等)

第8条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(部会)

第9条 委員会は、専門の事項を協議するため、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会を構成する委員の互選によりこれを定める。

4 前3項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

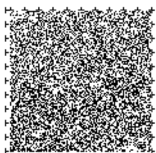
附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

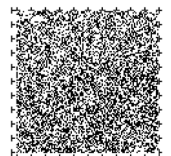
(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年上尾市条例第17号)の一部を次のように改正する。



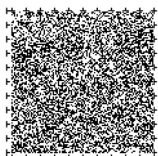
2 上尾市障害福祉施策推進委員会委員名簿

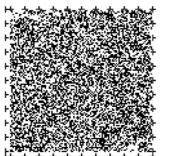
氏 名	所 属	備 考
相川 章子	聖学院大学 心理福祉学部心理福祉学科	学識経験のある者
高橋 好治	社会福祉法人 あらぐさ福祉会	障害福祉に関する事業に 従事する者及び 障害者団体の代表者
強矢 清美	社会福祉法人 上尾あゆみ会	
木全 美幸	社会福祉法人 あげお福祉会	
山口 達子	特定非営利活動法人ピュア・スマイル	
大野 奈美	特定非営利活動法人 ポコ・ア・ポコ	
土井 孝次	特定非営利活動法人上尾市身体障害者福祉会	
井上 禮子	上尾市手をつなぐ親の会	
新久 光三	上尾市聴覚障害者協会	
久保田孝子	障害者（児）の生活と権利を守る上尾市民の会	
佐藤 順恒	上尾市医師会	
佐藤 公保	上尾商工会議所	
湯本 幸江	上尾市民生委員・児童委員協議会連合会	
本城 文夫	上尾市ボランティア連絡会	
大塚 信彦	上尾・桶川・伊奈基幹相談支援センター	
西方 俊次	上尾市社会福祉協議会	
加藤新一郎	埼玉県鴻巣保健所	
宮下 洋介	大宮公共職業安定所	
高松 亨光	上尾特別支援学校	



3 計画の策定経過

回	開催日時	主な議題
令和3年度 第1回	令和3年7月16日 午後2時00分～4時00分	○上尾市障害福祉施策委員会について ○上尾市障害者支援計画について
第2回	令和4年2月10日 午後2時00分～4時00分	○障害者手帳所持者数等の推移について ○上尾市障害者支援計画の進捗状況について ○次期上尾市障害者計画、上尾市障害福祉計画及び上尾市障害児福祉計画に係るアンケート調査の実施について
令和4年度 第1回	令和4年7月25日 午後2時00分～4時00分	○障害者手帳所持者数の推移について ○上尾市障害者支援計画の進捗状況について ○次期上尾市障害者計画、上尾市障害福祉計画及び上尾市障害児福祉計画に係るアンケート調査の実施について
第2回	令和4年10月6日 午後1時00分～3時00分	○次期上尾市障害者計画、上尾市障害福祉計画及び上尾市障害児福祉計画に係るアンケート調査の実施について
第3回	令和5年2月17日 午後2時00分～4時00分	○上尾市障害者計画、上尾市障害福祉計画及び上尾市障害児福祉計画に係るアンケート調査報告書について ○令和5年度上尾市障害福祉施策推進委員会開催方針について
令和5年度 第1回	令和5年7月28日 午後2時00分～4時00分	○障害者手帳所持者数等の推移について ○上尾市障害者支援計画の進捗状況について ○次期上尾市障害者支援計画について
第2回	令和5年10月20日 午後2時00分～4時00分	○次期上尾市障害者支援計画について
第3回	令和5年12月26日 午後2時00分～4時00分	○次期上尾市障害者支援計画について ○上尾市市民コメント制度による意見募集について
第4回	令和6年2月15日 午後2時00分～3時00分	○上尾市市民コメント制度による意見概要・市の考え方について ○次期上尾市障害者支援計画最終案について





上尾市障害者支援計画
【第3期 障害者計画・第7期 障害福祉計画・第3期 障害児福祉計画】

令和6年3月

発行 上尾市
編集 上尾市 健康福祉部 障害福祉課
埼玉県上尾市本町三丁目1番1号
TEL 048-775-5122
FAX 048-776-8872
メール s175000@city.ageo.lg.jp

